

徳島県選挙管理委員会告示第八十九号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百二十六号）第三十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長      中   田   丑   五   郎

一 場所   徳島市万代町一丁目一番地   徳島県庁内   一〇〇一会議室

二 日時   令和六年十月二十九日   午前十一時